

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名

- (1) (有)勝建設 名護市字宮里999-3
47-008094 代表者 豊里 勝
(土木B、建築C、ほ装A)
- (2) (有)新川建設(下請け) 名護市字為又753-1
47-010475 代表者 新川 良彦
(土木A、建築C、電気B、管C、ほ装A、造園、水道施設)

2 指名停止措置期間

平成27年12月4日 ~ 平成27年12月17日(2週間)

3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての工事(下請けを含む)

4 事実概要

(有)勝建設が受注した、北部農林水産振興センター発注の「平成26年度源河有銘林道施設災害復旧工事(台風8号・19号災害)」において、平成27年11月9日、林道下約3mの河川敷に移動式クレーン機能付バックホウにてコンクリートブロック(1.3t)の移動作業を行っていたところ、吊り荷側の吊り金具(鉄筋)が腐食等の要因により切れ吊り荷が落下し、これを避けようとした下請業者((有)新川建設)の作業員が既設カゴ枠に右足を引っ掛け転倒し、カゴ枠の針金による右足甲部裂傷、右足指骨折、右肩甲骨骨折の怪我を負った。

また、このことについて、名護労働基準監督署から(有)勝建設へ安全衛生指導書が出された。

5 指名停止措置理由

(有)勝建設は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該作業に関し、労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないのに、必要な指導を行っていなかったことは、安全管理の措置が不適切であったと認められる。

また、下請業者の(有)新川建設は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、事前に作成した作業計画書に基づき安全対策を講じた上で作業を行わなければならないのに、作業計画を作成せず、作業の方法等を関係労働者へ周知していなかったことは、安全管理の措置が不適切であったと認められる。

このような状況で発生した事故については、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第7号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」

別表第1第7号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内